（機構保存本人確認情報の提供を受けることができない特例一時金受給権者等に係る届出）

**第九条**　存続組合は、機構から特例一時金受給権者に係る機構保存本人確認情報の提供を受けることができない場合又は存続組合が必要と認める場合には、当該特例一時金受給権者に対し、次に掲げる事項を記載し、かつ、自ら署名した届書（自ら署名することが困難な特例一時金受給権者にあっては、当該特例一時金受給権者の代理人が署名した届書）を指定日までに提出することを求めることができる。

一　特例一時金受給権者の住所、氏名、性別、生年月日及び基礎年金番号

二　改正省令による改正前の第八条の規定により存続組合が交付した年金証書の番号（次条第二号において「年金証書番号」という。）

（削る）

2　前項の規定により同項に規定する届書の提出を求められた特例一時金受給権者は、指定日までに、当該届書を存続組合に提出しなければならない。

（平成三十年改正法施行日の前日において子が障害の状態にあった場合の届出）

**第十条**　特例一時金受給権者（平成三十年改正法施行日の前日において平成十三年統合法附則第十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前農林共済法（第三十条及び第三十一条を除き、以下単に「廃止前農林共済法」という。）第三十九条第二項に規定する障害等級の一級若しくは二級に該当する障害の状態にある子、昭和六十年国民年金等改正法第三条の規定による改正前の厚生年金保険法別表第一に定める一級若しくは二級の障害の状態にある子又は二十歳未満で厚生年金保険法第四十七条第二項に規定する障害等級の一級若しくは二級に該当する障害の状態にあり、かつ、婚姻していない子に限り、改正省令による改正前の第十条の二第五項又は第十条の三第二項の規定により改正省令による改正前の第十条の二第五項に規定する障害の状態に関する診断書を提出している子を除く。）は、指定日までに次に掲げる事項を記載した届書に指定日前三月以内に作成されたその障害の状態に関する医師又は歯科医師の診断書（その障害が結核性疾患によるものであるときは、障害の状態に関する医師の診断書及びレントゲンフィルム）を添え、これを存続組合に提出しなければならない。

一　特例一時金受給権者の住所、氏名、生年月日及び基礎年金番号

二　（略）

三　特例一時金受給権者の障害の状態

（削る）

（機構保存本人確認情報の提供を受けることができない特例年金給付受給権者等に係る届出）

**第十条の三**　存続組合は、機構から特例年金給付受給権者に係る機構保存本人確認情報の提供を受けることができない場合又は存続組合が必要と認める場合には、当該特例年金給付受給権者（特例年金給付の全額につき支給の停止を受けている者を除く。）に対し、次の各号に掲げる事項を記載し、かつ、自ら署名した届書（自ら署名することが困難な特例年金給付受給権者にあっては、当該特例年金給付受給権者の代理人が署名した届書）を毎年（平成十三年統合法附則第二十五条第五項において準用する廃止前農林共済法第十九条の二の規定による特例年金給付の決定が行われた日以後一年以内に指定日が到来する年を除く。次条において同じ。）指定日までに提出することを求めることができる。

一　特例年金給付受給権者の住所、氏名、性別、生年月日及び基礎年金番号

二　年金証書番号

2　前条第五項に規定する特例年金給付の受給権者にあっては、前項の届書に障害の状態に関する診断書を添えなければならない。

3　第一項の規定により同項に規定する届書の提出を求められた特例年金給付受給権者は、毎年、指定日までに、当該届書を存続組合に提出しなければならない。

（特例年金給付受給権者の身上報告）

**第十一条**　特例年金給付受給権者（加給年金額の対象者がある者及び特例遺族共済年金等受給権者の代表者に限る。）は、毎年、指定日までに次に掲げる事項を記載し、かつ、当該特例年金給付受給権者の署名した身上報告書（署名することが困難な特例年金給付受給権者にあっては、当該特例年金給付受給権者の代理人が署名した身上報告書）を存続組合に提出しなければならない。ただし、特例年金給付の全額につき支給が停止されているときは、この限りでない。

一　特例年金給付受給権者の住所、氏名、性別、生年月日及び基礎年金番号

二　（略）

三　加給年金額の対象者があるときは、その者の氏名、生年月日及び基礎年金番号

（特例年金給付の受給権の消滅の届出）

**第十二条**　特例年金給付受給権者が死亡し、又はその権利を喪失したとき（第二十三条（第二十九条及び第三十一条において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けることとなるとき、又は平成十三年統合法附則第四十六条第一項第三号に規定する障害年金を受ける権利を有していた者が死亡したことによりその者の遺族に特例遺族農林年金が支給されることとなるときを除く。）は、平成十三年統合法附則第四十九条第三項に規定する死亡の届出義務者又は特例年金給付を受ける権利を喪失した者は、速やかに、次に掲げる事項を記載した届書に特例年金給付受給権者が死亡したときにあっては死亡を証する書面、特例年金給付受給権者が権利を喪失した